

2005年度「レイティング/フィルタリング連絡協議会」第2回研究会議事録

1. 日時・場所

日時：2006年1月24日(水) 18:00~20:00

場所：商工会館 7階「B,C会議室」

2. 参加者

座長

清水康敬(独立行政法人メディア教育開発センター 理事長)

座長代理

苗村憲司(情報セキュリティ大学院大学セキュア社会システム研究所 教授)

委員

宮本潤子(ECPAT/ストップ子ども買春の会 共同代表)

高橋邦夫(千葉学芸高校 校長)

清水保秀(ヤフー(株) 法務部)

* 別所委員代理

斉藤 香(グーグル(株) PR スペシャリスト)

川口洋司(オンラインゲーム研究会((株) コラボ 代表取締役))

道具登志夫(デジタルアーツ(株) 代表取締役社長)

陪席

望月卓郎(デジタルアーツ株式会社経営企画担当マネージャー兼広報・マーケティング担当マネージャー)

オブザーバー

那須 良(経済産業省商務情報政策局情報経済課 係長)

中村昌克(経済産業省商務情報政策局情報経済課 係員)

星場貴司(内閣官房 IT 担当室 主幹)

北野 允(内閣官房 IT 担当室 主査)

渋谷闘志彦(総務省総合通信基盤局消費者行政課 課長補佐)

千葉 哲(警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課 企画法令係長)

丸山影久(警察庁生活安全局少年課 課長補佐)

大崎博美(警察庁生活安全局少年課 係長)

松坂規生(東京都青少年治安対策本部 健全育成課長)

太田幸一(経済産業省関東経済産業局地域経済部情報政策課情報企画係長)

事務局

国分明男 ((財)インターネット協会 副理事長)
大久保貴世 ((財)インターネット協会 主任研究員)
岩井かなこ ((財)インターネット協会 研究員)
小泉雄介 ((株)NEC 総研 専任研究員)
津留崎聡 (九州日本電気ソフトウェア(株) 主任)

3. 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 座席表 RF 研 2005-02-1
- ・ 委員・オブザーバー名簿 RF 研 2005-02-2
- ・ 第1回研究会議事録案 RF 研 2005-02-3
- ・ 本年度の研究会活動予定について RF 研 2005-02-4
- ・ 動画に関する技術的対策について RF 研 2005-02-5
- ・ SafetyOnline3 中間案の検討資料 RF 研 2005-02-6
- ・ SafetyOnline3 ラベリング基準案 RF 研 2005-02-7
- ・ IT 新改革戦略 RF 研 2005-02-8
- ・ 最新のインターネット上の有害情報について RF 研 2005-02-9
- ・ フィルタリング普及啓発アクションプラン構成案 RF 研 2005-02-10
- ・ フィルタリングに関するアンケート概要 RF 研 2005-02-11

4. 議事概要

(1) 前回議事録確認

・ 事務局より、第1回研究会議事録案について確認を行った結果、第1回研究会議事録案が承認された。

(2) 動画に関する技術的対策について

・ 事務局より、資料 RF 研 2005-02-5 に基づき、動画に関する技術的対策について説明を行った。

委員：RTSP プロトコルの中で、従来どおりに URL のデータベースを設けてフィルタリングを行うということだが、SafetyOnline では事前に画像データ等をチェックしてその画像がポルノ画像であるかどうかをスクリーニングするような機械的な処理を行っている。この技術を応用して、リアルタイムで動画の内容を峻別しながら、フィルタリングするようなものはできないのか。

事務局：難しい。

(3) 経済産業省および総務省のインターネット上の違法有害情報のマーク制度について
経済産業省より、経済産業省および総務省のインターネット上の違法有害情報のマーク制度についての報告をいただいた。

第1回研究会において経産産業省と総務省でインターネット上の違法有害情報のマーク制度とフィルタリングとの関係はどうなっているのかという質問があったため、現状について報告させていただく。

経済産業省がオブザーバで参加している、ネット上の有害コンテンツに関する事業者間の自主的取組み研究会では、映画の映倫やビデオのビデ倫などと同様に、コンテンツ制作者が、自らが作成したコンテンツに対して違法有害情報のレベルを示すマークを付けることを検討している。一方総務省が主催しているコンテンツアドバイスマーク推進協議会では、個々のコンテンツではなくサイト開設者が自らのサイトの安全性を示すためのマークを付けることを検討している。環境のISOや個人情報保護のプライバシーマーク制度のように、違法有害情報対策にしっかり対応しているというマネジメントサービスに対してマークを付けることの有効性を検討している。

どちらの制度もその制度が本当に有効かどうか、また、最終的には、これらのマーク制度とフィルタリングとの連携を含めて年度内にかけて検討するという状況である。検討が進みしだい、本研究会で報告する予定である。

座長代理：経済産業省側のマークは、違法有害情報にマークを付けるということだが、コンテンツを作成して提供する側がそのコンテンツが違法であるというマークを付けることはないだろう。合法だが子どもにとって有害な情報という意味でよいか。コンテンツ作成者が自らマークを付けることは大変よいことだが、たとえば、検索エンジンの運営者が、検索結果に対してマークを付けるというのは許容されるのか。自ら付ける場合に限るということで検討しているのか。

オブザーバー：現段階では自主的に付ける場合のみを念頭において検討している。

座長：積極的に付けてくれそうか。

オブザーバー：事業者と一緒に検討しているところである。

(4) SafetyOnline3 中間案の検討

・事務局より、資料 RF 研 2005-02-6、RF 研 2005-02-7 に基づき、SafetyOnline3 中間案の検討について説明を行った。

(「ラベリング基準案」について)

委員：資料 RF 研 2005-02-6 の ICRA の基準と、資料 RF 研 2005-02-7 の SafetyOnline3 のラベリング基準案を見ていて大きく違っているのは、ICRA では性暴力または強姦が暴力のカテゴリの中に入っているが、SafetyOnline3 では性行為のカテゴリに分類されている。何故このようなカテゴリ分けになったのか。

事務局：どちらのカテゴリに分類するという考え方もできたが、日本の社会慣習からするとどちらかということアダルトという捉えられかたをされている。

委員：これはとても重要な部分だと思う。性暴力が一般のわいせつと一緒に分類されることによって、きちんと処罰されないまたは排除されないということが起きている。ICRA が性暴力や強姦を暴力に分類しているのは、背景に非常にきちとしたものがあると思っている。これを一緒にしてしまったことで、「性愛表現」という分類が必要になったのではないか。つまり、性暴力行為が性行為のカテゴリに分類されているため、これには分類されないキスなどの行為を「性愛行為」と表現せざる得なくなっている。性暴力、強姦、近親姦は ICRA にそった分類で、暴力行為に含めることが重要である。

委員：違法なものと、適法だけれども有害なものという区別がないが、違法なものの区別はどのようになっているのか。

事務局：違法なものについては児童ポルノや犯罪・自殺その他の禁止行為に含めている。違法か適法かをラベリングする側が判断するのは難しい。児童ポルノは分類を別に行っているが、他は違法なおそれのあるものというように範囲を広くとり、犯罪・自殺のところに含めている。たとえば、武器の使用法の記述はそれだけでは違法とは言えないが、武器の販売をしていると違法になる。その区別がデジタル的には難しいという事情があると聞いている。このため、武器のカテゴリについては、違法なものも有害なものも同じカテゴリでラベリングするように考えている。

委員：違法か適法かではなく、違法もしくは違法な行為を助長するようなものと、単におろかな行為という意味での情報の区別はあるのか。羅列された中では同じようなレベルに見えるが、その中には違法に近い、違法性を象徴するもの、または社会的に見て本当に有害なもの、単にライフスタイルの問題で多く人はそういうことをしないもの、という

違いがあると思う。これらを区別するような配慮は検討の段階であったのか。

事務局：資料 RF 研 2005-02-7 の「ラベリング基準案」は、都道府県の条例の整理、各メディアごとの業界の基準の整理の順で、有害なものからスタートしている。違法なものは別の法律で取り締まられる。法律でカバーしきれない子どもにとって有害なコンテンツに対するキーワードを整理している。しかし、たとえば出会い系サイト規制法の場合などについて、違法なものはどうするのかという議論が WG でなされた。有害なものからスタートしたため、違法なものに対する整理が行き届いていない。もう少し検討しなければいけないと感じている。ただ、どのように整理するか、方向性が見えていない状況である。

委員：法律以外にも迷惑行為防止条令に抵触する行為など、難しいものもあると思う。大変だとは思いますが整理をお願いしたい。

委員：ラベリング基準案の中の、「SM、同性愛、猥褻、フェチ等の変態性欲の性行為」は ICRA ではどのように分類されているのか。

事務局：ICRA ではおそらく、アブノーマルなものとは分けずに一律に「明白な性行為」にいれるということで対応しているかと思う。

委員：「セックス」という項目の中に含まれると思われるということか、実際に含まれているということか？

事務局：「明白な性行為」のところか「明白ではないが性行為と思われる行為、または性行為を連想させる行為」のどちらかに該当するだろう。

委員：「性行為」「性愛表現」というサブカテゴリがある。これを、「性暴力行為」と「性行為」という表現に変えることはできるかどうかうかがいたい。先ほど「暴力」の中に「強姦その他の性的陵辱行為」を分類してほしいと言ったが、別の方法としてこうした分類は可能か。

事務局：現在の「ラベリング基準案」では階層構造になっており、キーワードをグルーピングしてサブカテゴリとし、サブカテゴリを分類してカテゴリとしている。どこかのカテゴリの下にサブカテゴリがあり、それにキーワードが属しているに見える。しかし、ICRA などの場合もショートカットボタンで横断的にフラグが立つようになっている。キーワードはカテゴリに従属するものではなく、独立的なものではないかという議論が WG でされている。ひとつのキーワードは、複数のカテゴリ、サブカテゴリに属しているという可能

性がある。キーワードがどこかのカテゴリに属すると考えると、どちらかに分類すると考えなければならないが、属さないと考えれば複数のカテゴリに登場してもかまわないのではないか。整理は階層的にするが、キーワードは独立的に考えることもできるということを検討中である。もっと整理の仕方を工夫する必要がある。

委員：そのような整理の仕方をして、キーワードの内容に即したサブカテゴリ名称、カテゴリ名称にしていいただければよいと思う。

座長：複数のカテゴリに含める場合に、どちらが主でどちらが従であるかの区別もあるとよい。所属を明確にするときには主のカテゴリだけであげればよいということも考えられる。

委員：資料 RF 研 2005-02-6 にある「ラベリング基準案に関する WG での意見（継続検討中）」の「恐怖表現」サブカテゴリは不要ではないかという意見には反対である。暴力をとまなわない恐怖表現はあるのではないか。R18 のみしか考えていない場合は不要かもしれないが、R12 を考えた場合、子どもにとって恐ろしいものを見せられるということは精神的な暴力でもある。暴力をとまなわずに単に怖いというものを分類するのであれば、使いやすいのではないか。また、「該当なし」サブカテゴリについての意見はもっともである。ラベリングされていないから安心という捉え方がユーザ側にあると、悪い評価のラベルのチェックがひとつもないので、このコンテンツは安心だということで子どもに与えてしまいがちである。ラベルがないものについては評価が定まっていないという考え方が妥当だと思う。

座長：資料 RF 研 2005-02-7 「ラベリング基準案」の「該当なし」カテゴリは、他の分類に該当しない「その他」だと考えていた。しかし、キーワードは「青少年によって悪い影響を宛てると思われる情報は含まれない」となっている。その場合、現在の分類にあてはまらない有害情報のための項目が別に必要ではないか。「その他有害」などはどうか。

座長代理：「ラベリング基準案に関する WG での意見（継続検討中）」の「ギャンブル」「飲酒・喫煙」サブカテゴリについての議論は理解できる。しかし、年齢制限カテゴリを設けるという意見には違和感がある。つまり、「年齢制限」カテゴリを設けるというのは、カテゴリ自体が最初から評価になっている。先ほどの児童ポルノの問題も含め、登場人物の年齢についてのキーワードをコンテンツ提供者に書かせるというのもひとつの手ではないかと思う。たとえば、タバコを吸っている場面、パチンコをしている場面の登場人物が成年か未成年かを書かせたり、ヌードの絵があればそれが成年か未成年かを書かせたり、といった方法はどうか。セルフラベリングではキーワードを書くのが原則で、第三者ラベ

リングはサブカテゴリを基準に行うというのは大変わかりやすい整理である。セルフラベリングの場合、いかにも「違法に近い」表現のキーワードを用意してそれにチェックを付けさせるのはなかなか難しい。キーワードはあくまでもセルフラベリングを想定して選びやすいものにしておき、サブカテゴリは若干評価に近いものでもよいと感じた。

座長：年齢だと具体的すぎるかもしれない。小学校低学年、高学年、中学生、高校生は友だち同士のつながりが深いので、こうした区切り方もある。

オブザーバー：東京都で毎年行う有害図書の審査で最近非常に増えているのが、コミック、絵の表現である。それも少女ではなく、幼女に近いものに対する陵辱表現が非常に多い。ICRAの基準でも、アニメのキャラクターなど架空のものを対象にしたものが含まれている。「ラベリング基準案」では絵やコミック、アニメなどの架空のコンテンツも想定していると思うが、とくに児童ポルノに関して言うと、非常に年齢の低い女の子に対する陵辱行為表現がインターネット上に多く出回っているため、これも考慮してほしい。

委員：日本の児童ポルノ禁止法のポルノの定義があまりにも狭すぎるため、こうした問題が起きている。欧米の先進国の法律ではこれらも対象になっている。言葉の定義を、「子どもあるいは子どものように見える」などとすると対象範囲が広がるのではないかと。日本の場合、幼児、幼女を対象にしたものが違法になっていないという理由で、こうしたものが多く出回っている。インターネット上はとくにひどい。これらは、現在の「ラベリング基準案」に含まれているのか、または含めるとすればどのように含めることができるのか。

事務局：「ラベリング基準案」では、絵・イラストレーション、漫画・アニメというコンテンツタイプを挙げているので、漫画、アニメのヌード、性行為表現について対応できるようにしている。ただし、児童ポルノについては法律の定義に引きずられているため、実際の児童を被写体としたという条件を付けている。児童ポルノ的なアニメや漫画も対象となるよう見直したい。

委員：「児童ポルノ」とすると現在の法律に限定されてしまうのであれば、「児童ポルノ」はそのままで、より広い意味の「子どもの虐待画像」としてラベリングする方法でもよいのではないかと。

委員：画像だけではなくて、女子高校生、中学生、小学生を対象とした文章の場合もある。児童性愛といったものは、「権利侵害」のところよりも「性」か「暴力」に分類されるのが適切なものかもしれない。どこをメインのカテゴリにするかの捉え方についてよく検討

した方がよいのではないか。

委員：少年、少女等の児童ポルノについてはすべてヌードというラベルが付けられフィルタリングされる。ラベリングは違法か適法か、または少女か成人かにかかわらずこうしたコンテンツを見たくない人のためにある。フィルタリングソフトではこうしたコンテンツはすべてヌードの中に含まれフィルタリングされる。「ラベリング基準案」の分類はそういう意味付けでなされていると考えている。

委員：フィルタリングソフトの形式はそれでもよい。重要なのは子どもにとって何が虐待で何が虐待でないかである。コンテンツを見る人がそれを見たいか見たくないかのレベルの問題ではない。

委員：ヌードに関する情報の中でも児童ポルノに関しては特に強調してほしいということである。

委員：そこまで情報を分けた方がよいということか。

委員：ここでの分類は子どもにとって害があるか否か、つまり人権侵害かどうかが基準であるべきである。人権侵害の中でもいろいろな形があるので、現在の分類になっていると理解している。しかし、子どもにとっては暴力のひどさのレベルの違いだけである。まだ非常に初歩的な児童ポルノ禁止法によってもこれは区別されている。ヌードを子どもでも大人でも全部一緒にしているというのは、子どもだろうが大人だろうがヌードを見たくない人のために考えられている。問題にしているのは、子どものヌードは暴力だということである。子どもを傷付けているもの、子どもの人権侵害をしているものだからいけない。それがこのカテゴリの中で縦くりにされた場合、旧態依然としたわいせつ基準的なものができてしまうのではないか。この分類の視点は、子どもに対する人権侵害、暴力であるべきである。

事務局：WG の議論の中では、そのコンテンツに対してキーワードを付けることで客観的にコンテンツを表現するようにしようというのが「ラベリング」であるという話になっている。それをどのように活用して、どのようにフィルタリングするかは、フィルタリング事業者がそれなりの価値判断により整理する。そのときに、ラベリングの情報を活用して、大人と子どもを分けるという考え方も、一緒にするという考え方もあるかもしれない。これは、フィルタリング事業者ごとの独自性の世界である。あるいはフィルタリング事業者が保護者に代わってコンテンツを見て、価値判断をしてレイティングすることもある。そのときにラベリングの情報はある程度の自動化を考えると参考になるかもしれない。コ

コンテンツを客観的に表現するときのボキャブラリ（キーワード）がどのように整理されるべきかを考えなければならない。児童ポルノとわいせつの話は違うということについては、海外と日本の社会通念の違いが明らかにあるが、これには両方の面がある。客観的に「児童ポルノ」は「児童ポルノ」というキーワードを付けるのがラベリングの観点からの整理である。レイティングについては子どもも大人もまとめてという考え方があってもよい。

委員：技術的なレベルでは大人も子どもも一緒だと思うが、ポリシーの問題である。フィルタリングソフトを保護者が使ったときによりよい区分けをしたもの、子どもをより守れるものを選ぶだろう。

委員：レイティングをする最終目的は、フィルタリングソフトを使う方々が、変な情報に触れたり、犯罪に巻き込まれたりしないようにすることではないか。情報の区分けをするのが趣旨なのか。

座長：いろいろな人がキーワードをみたときに、ある有害情報がどこに分類されるのかがある程度はわかる必要がある。オブザーバーの話にあったように、アニメ的なキーワードはどこにはいるのだろうか、というのをいちいち聞かなければわからないものでない方がよい。大きくは人間がいるのかアニメなのか、児童なのか成人なのかの4つに分かれると思う。こうしたことがわかるような表現をどこかに含めておいた方がよい。すべて同じカテゴリに分類されることになるかもしれないが、これを踏まえてどのようにフィルタリングするかではないか。WGで検討してもらいたい。

委員：今のフィルタリングではアニメで性行為であれば、性行為にはいるし、アニメでヌードであれば、ヌードにはいっている。

座長：いろいろな立場で見たときに、わかりやすい分類がよいのではないか。どういう表現がよいか、あるいは分類する必要があるのかも含めてWGで検討してほしい。また、ラベリング基準案について意見のあった、(1)性暴力に関するキーワードのサブカテゴリ、カテゴリでの分類、また他の観点でも同様のものがあるかどうか。(2)違法性のあるコンテンツをどのように扱うか。違法性についてはラベリング基準では触れないということにするのか(あるいは違法なコンテンツについてもここに「(違法)」などの表現で触れる方法もある)。(3)「年齢制限」、「該当なし」カテゴリをどのようにするのか。この3点についてWGで検討してもらいたい。

(コンテンツタイプについて)

委員：現在、オンラインゲーム研究会では、オンラインゲーム事業者のガイドラインの策定を進めており3月には発表する予定である。資料RF研2005-02-6のコンテンツタイプの中に「自主規制されたコンテンツタイプ」とあるが、オンラインゲームでは、サービスの中身、誹謗中傷などを含めた対人関係のトラブルが非常に多い。コンテンツの内容よりも、ID・パスワードの盗用も含め、サービスがきちんと管理されているかどうか非常に大事になる。先日もインターネット協会より、あるオンラインゲームのチャット・掲示板でわいせつな表現があり、こうしたものを小学生にやらせてもよいのかという問い合わせがあったが、これは事業者に連絡して改善してもらうことができた。このように、そのオンラインゲームのサイトが管理されているかどうかというのがポイントになるのではないかと。利用時間の制限等も含め、掲示板・チャットと同じような観点で「サービスが管理されたオンラインゲーム」という表現にした方が適切ではないか。

オブザーバー：オンラインゲームのフィルタリングはどのような方法で行うのか。他のコンテンツはWebブラウザを使って見るためフィルタリングが有効だが、一般的なオンラインゲームは専用のクライアントソフトを使って、インターネットに接続してゲームをすることになるため、フィルタリングソフトは機能しないのではないかと。ソニーのPSP、マイクロソフトのXBOXなどは本体にフィルタリング機能が入っている。PCの場合はどのような方法でフィルタリングするのか。

事務局：オンラインゲームサイトのログインする画面、申込み画面などアクセスするところでブロックする方法などを検討している。オンラインゲームサイト全体をラベリングしたり、ある特定のゲームのソフトの起動自体をブロックする方法も考えているが、継続して検討しているため、結果をまたご報告したい。

委員：「管理されているコンテンツ」には「適正に」管理されているという表現が必要ではないか。「適正」かどうかには主観の要素がはいると思うが、「適正に管理されている」ことについて客観的な基準を設け、それに適合していれば「管理されている」として、適合していなければ「管理されている」とは言えないことにしてはどうか。「管理されている」のレベルもあるため、その基準が必要である。また、「メディアタイプ」を「コンテンツタイプ」という表現に変更したが、コンテンツタイプがメディアタイプに引きずられているのではないかと。たとえば、動画の中でテロップで流されている文字はどちらに入るのか疑問である。コンテンツとすればテキストだが、メディアとすると動画になる。こうしたことがわかるように説明を工夫すると、コンテンツタイプと言い換えた意義がより明確になるのではないかとと思う。

座長代理：コンテンツタイプのラベリング基準案の「閲覧者非参加型」には6つのコンテンツタイプがある。動画に関する技術的対策の話でダウンロード型とストリーミング型の区別があった。それ自身は重要であるし、技術的に区別が必要だが、もうひとつ、事前に作成されたものが配信されるのか、リアルタイムの映像が配信されるのかという区別もある。ストリーミングで事前に作成されたものの典型例が映画である。これはあらかじめレイティングされたものを見ることになるので、難しくない。しかし、リアルタイムで配信されるもの、また、まもなくワンセグも含めテレビの映像がパソコンでも携帯電話でも受信できるようになるが、こうしたものの扱いはどうなるのか。また、ダウンロード型でも最新の映像を何分かおきにダウンロードして見る場合もある。ダウンロードとストリーミングだけではなく、リアルタイムまたは常時変化するものか、あらかじめ用意されたものかという区別をコンテンツタイプのラベリング基準案の分類に含めておいた方がよいのではないか。

座長：いま意見のあった、オンラインゲームの管理の話、掲示板やチャットの適正管理、あらかじめ用意されたコンテンツとそうでないコンテンツの区別についても WG で検討してほしい。

(評価ラベルについて)

委員：評価区分は社会的合意が見当たらないので難しいとのことだが、R15 や R12 は CERO でも映倫でも設けている。それをすべてなくして R18 だけにするには疑問がある。社会的合意に変わるものとして、小学校の先生や、小学校の児童の保護者など、中学校、高等学校の先生、保護者の意見を十分なサンプル数を得たうえで調査し、その中の最大公約数的なものを R12、R15 という区分で評価することは可能だと思う。SafetyOnline3 があるひとつの社会的合意の姿であると示すことも可能ではないか。フィルタリングのメーカーが SafetyOnline という社会的合意に基づいてフィルタリングをしていると言えるということがあってもよい。取り組まれてはどうか。

委員：研究会の委員には PTA の代表の方もいる。かなり多くの人意見を聞くための仲立ちをしてもらえるのではないか。これを機に、子どものことを一番考えている人の意見を聞く方法は非常によいと思う。

事務局：評価ラベルは主観的な判断の世界である。フィルタリングメーカーが実際に学校にフィルタリングソフトを導入するときには、小学校向けのフィルタリング、中学校向けのフィルタリングなどいろいろなリクエストがあるため、先生の意見を聞いて個別に設定している。本当にそれが 12 歳未満 15 歳未満に合致するのか、また中学生には見せません、小学生には見せませんといった評価をするのが難しいということからまだ WG で検討中で

ある。既存のメディアの場合はまだコンテンツの数が少ないが、インターネット上の多種多様なコンテンツに対して、これは12歳、15歳と区分けをすることが本当にできるのだろうか。なかなか胸をはってこれは小学生向け、中学生向けといったことを言える状況ではないということで、WGでも議論になっている。これを突破しなければいけない。

委員：SafetyOnline1のときにも、ラベルに応じてのプロファイルをどう作ろうかという議論があった。そのときにも意見を聞きながら進めたが、最後には思い切って決めた。ある段階では決めなければいけない状況がでてくる。それをいつまでも躊躇していると進まないのではないか。

委員代理：子どもは、サイトの作成者自身が自分のサイトのコンテンツが誰をターゲットにしたのかを適正に表現してもらうことが、作成者の自主性という観点からも1番よいのではないかと考えている。その中で、評価の正しさをどう判断するのか、評価が正しくない場合はどのように是正させるのか、自主的に是正しない場合はどうするのかといったさまざまな観点から考えていく必要がある。実効性の観点からは第三者レーティングということになるとは思う。しかし、自主性という観点で、それをさらに実効性のあるものにしていくにはどうすればよいかを検討してほしい。

座長：皆さんの意見を聞いて決めるというのは、私も非常に難しいと思う。以前に小学校、中学校、高等学校の先生に有害情報のキーワードを提示して、自分の学年の児童、生徒にそのキーワードに触れさせたくないかどうかを聞いたことがあるが、非常に意見が割れた。また男性教師と女性教師ではまったく意見が異なった。調査すれば結果がでるかというところではない。キーワードだけでもそれだけ意見が異なるということは、映像、画像、文章など中身が多岐にわたるため、簡単ではないと考えられる。WGで検討してほしい。

(5) IT新改革戦略

内閣官房IT担当室より、政府の「IT新改革戦略」についての報告をいただいた。

(6) 最新のインターネット上の有害情報について

事務局より、資料RF研2005-02-9に基づき最新のインターネット上の有害情報について説明を行った。

(7) フィルタリング普及啓発アクションプラン構成案

事務局より、資料RF研2005-02-10に基づきフィルタリング普及啓発アクションプラン構成案について説明を行った。

(8) フィルタリングに関するアンケート概要

事務局より、資料 RF 研 2005-02-11 に基づきフィルタリングに関するアンケート概要について説明を行った。

(アクションプラン構成案について)

委員：ゲーム機については業界団体の取り組み等のアクションプランはないのか。

事務局：課題としては認識しているが、現在のこの計画の中では具体的にはない。既存のソニーの PSP、マイクロソフトの XBOX はある程度は配慮されているが、インターネットにつながれば PC と同じ状況になる。これからの課題になると思う。情報家電という観点で整理をしつつある。

(アンケート概要について)

委員：先ほど、アンケートをとってもなかなか意見がまとまらないという意見もあったが、たとえば今回実施するフィルタリングに関するアンケートに、項目をいくつか追加して調査してみるというのはいかがでしょうか。質問の仕方によっては参考になるものが得られるのではないかと。

委員：あるキーワードについて子どもに見せたいか見せたくないかというときに、見せたくないものに を付けてくださいという質問の仕方をすると、12 歳でも 18 歳でも が付いてしまう。逆に R18 のものはすべて禁止という前提で、その中で許容できるものを小学校、中学校、高等学校ごとに聞くとよいのではないかと。

事務局：ご意見を取り入れられるかどうか検討したい。

(9) その他

・事務局より、次回の日程について調整を行い、3 月 16 日 (木) 18 : 00 ~ 20 : 00 に商工会館 6 階で開催することとなった。

以上